

○和歌山大学大学院教育学研究科規則

制 定 平成 5年 4月 1日
最終改正 令和 2年 3月 27日

(趣旨)

第1条 和歌山大学大学院教育学研究科（以下「研究科」という。）に関する事項は、和歌山大学学則（以下「学則」という。）及び和歌山大学学位規程の定めるもののほか、この規則に定めるところによる。

(目的)

第1条の2 削除

2 教職開発専攻は、高度専門職を養成する専門職学位課程として、高度な知識や専門性を備え、地域の学校の多様な課題に対応できる実践力・指導力を発揮し、将来の学校教育を先導的に牽引できる人材の養成を目的とする。

(専攻及びコース)

第2条 研究科に次の専攻を置く。

課 程	専 攻
教 職 大 学 院 の 課 程	教 職 開 発 専 攻

2 削除

3 教職開発専攻に次のコースを置く。

学校改善マネジメントコース

授業実践力向上コース

スペシャリストコース

特別支援教育コース

(教職大学院の課程の学期)

第2条の2 教育学研究科教職大学院の課程（以下「教職大学院の課程」という。）の学期は、和歌山大学学則第5条の規定にかかわらず、1学年を4学期に分け、それぞれの期間は、年度毎に別に定める。

(入学者の選考)

第3条 入学者の選考の方法、時期等は研究科会議において定める。

(指導教員等)

第4条 削除

2 教職大学院の課程にあつては、教育、修了研究及びその他の指導のため、コース担当教員を置く。

3 研究指導教員及びコース担当教員の決定は、研究科会議が行う。

(授業科目及び単位数)

第5条 授業科目及び単位数は、別表第1に掲げるとおりとする。

2 研究科会議が教育又は研究上必要と認めたときは、前項の授業科目のほか、特別に授業科目を開設することができる。

(履修方法)

第6条 削除

2 教職大学院の課程の学生は、コース担当教員の指導のもとに、別表第2に定める各コース別の履修方

大学院教育学研究科規則

法により46単位以上を修得しなければならない。

(履修科目の届出)

第7条 学生は、コース担当教員の指導を受けて、履修しようとする授業科目を定め、所定の期日までに、研究科長に届け出なければならない。

第8条 削除

第8条の2 削除

第9条 削除

(単位修得の認定)

第10条 各授業科目の単位の認定は、試験又は研究報告等により、授業科目担当教員が行う。

(試験)

第11条 試験は、筆記又は口述とし、当該科目の授業が終了する学期末に行う。ただし、授業科目によっては、適当な時期に行うことがある。

(追試験及び再試験)

第12条 追試験及び再試験は、行わない。ただし、研究科会議が特に認めたときは、追試験を行うことがある。

第13条 削除

第14条 削除

(最終試験)

第15条 削除

2 教職大学院の課程にあつては、最終試験は、所定の単位を修得した者につき、修了研究報告書と学内審査における口頭試問、及び修了研究報告会における発表とそれに対する質疑応答により行う。

(課程修了の認定)

第16条 課程修了の認定は、研究科会議が行う。

(再入学)

第17条 再入学を許可された者の既修得単位は、研究科会議の承認を得て、課程修了に必要な単位数に算入することができる。

第18条 削除

第19条 削除

(雑則)

第20条 この規則に定めるもののほか、研究科に関し必要な事項は、研究科会議が定める。

附 則

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則 (平成6年4月14日一部改正)

この改正規則は、平成6年4月14日から施行し、平成6年4月1日から適用する。

附 則 (平成7年4月1日一部改正)

この改正規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則 (平成8年6月21日一部改正)

この改正規則は、平成8年6月21日から施行し、平成8年4月1日から適用する。

附 則 (平成13年6月22日一部改正)

この改正規則は、平成13年6月22日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

附 則（平成14年3月22日一部改正）

この改正規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成16年4月1日一部改正：法人和歌山大学規程第179号）

この改正規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日一部改正：法人和歌山大学規程第620号）

この改正規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月31日一部改正：法人和歌山大学規程第799号）

この改正規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成24年10月26日一部改正：法人和歌山大学規程第1355号）

この改正規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成28年2月18日一部改正：法人和歌山大学規程第1735号）

- 1 この改正規則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 平成28年3月31日以前に入学した学生及び平成28年3月31日以前に入学した学生の属する年次に再入学又は転入学した学生については、この改正規則に関わらず、なお従前の例による。

附 則（平成31年2月8日一部改正：法人和歌山大学規程第2112号）

- 1 この改正規則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 平成31年3月31日以前に入学した学生及び平成31年3月31日以前に入学した学生の属する年次に再入学又は転入学した学生については、この改正規則に関わらず、なお従前の例による。

附 則（令和元年11月27日一部改正：法人和歌山大学規程第2190号）

- 1 この改正規則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 令和2年3月31日以前に入学した学生及び令和2年3月31日以前に入学した学生の属する年次に再入学又は転入学した学生については、この改正規則に関わらず、なお従前の例による。

附 則（令和2年3月27日一部改正：法人和歌山大学規程第2281号）

- 1 この改正規則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 令和2年3月31日以前に入学した学生及び令和2年3月31日以前に入学した学生の属する年次に再入学又は転入学した学生については、この改正規則に関わらず、なお従前の例による。

大学院教育学研究科規則

別表第1（第5条関係） 授業科目及び単位数

教職開発専攻

科目区分		授業科目	単位数
専攻共通科目	教育課程の編成及び実施に関する領域	教育課程における今日的課題	2
		教育課程における今日的課題（特別支援教育）	2
		学習過程と評価	2
		能動的学習の実践的研究（ICTを含む）	2
	教科等の実践的な指導方法に関する領域	教材研究における今日的課題	2
		教材研究における今日的課題（特別支援教育）	2
		自立活動（特別支援教育）	2
		道徳教育（小）	2
		道徳教育（中）	2
	特別活動	2	
	生徒指導及び教育相談に関する領域	問題行動と保護者との連携	2
		学校と家庭との連携（特別支援教育）	2
		生徒指導と体制	2
	学級経営及び学校経営に関する領域	特別支援教育と体制	2
		学校・学級経営Ⅰ	2
学校・学級経営Ⅱ		2	
学校・学級経営（特別支援教育）		2	
和歌山における家庭・地域と連携した学校づくり	2		
学校教育と教員の在り方に関する領域	子どもの権利	2	
学校改善マネジメントコース	コース専門科目	学校と法	2
		学校組織と経営	2
		教育と福祉の連携	2
		教育課程編成の理論と実践（カリキュラムマネジメントを含む） ※1	2
		授業研究の理論と実践 ※1	2
		若手校内研修への支援 ※1	2
		小規模校支援 ※2	2
		学校安全と危機管理 ※2	2
		基礎基本学習指導方法 ※2	2
		理科実験（小） ※2	2
		理科実験（中・高） ※2	2
		理科教材開発（中・高） ※2	2
		探究のための教材開発－水 ※2	2
		探究のための教材開発－光 ※2	2

		探究のための教材開発－米	※2	2
		探究のための教材開発－宇宙	※2	2
		探究のための教材開発－統計を使った店舗戦略	※2	2
		探究のための教材開発－プログラミング	※2	2
		探求のための教材開発－生活者視点の授業づくり	※2	2
		探求のための教材開発－造形表現と鑑賞	※2	2
		探求のための教材開発－音楽表現と鑑賞	※2	2
		探求のための教材開発－健康・体力づくり	※2	2
		探求のための教材開発－運動指導	※2	2
		探求のための教材開発－体育の授業づくり	※2	2
		探求のための教材開発－言語感覚育成のための 国語教材研究	※2	2
		探求のための教材開発－思考力育成のための国語 教材研究	※2	2
		探求のための教材開発－基礎基本習得のための 国語指導方法・教材研究	※2	2
		探求のための教材開発－地域の変化と持続性の探求	※2	2
		探求のための教材開発－現代社会の成り立ち	※2	2
		探求のための教材開発－公共圏の担い手育成の ための教材開発	※2	2
		探求のための教材開発－外国語コミュニケー ション能力育成のための指導方法	※2	2
		探求のための教材開発－言語活動充実のための 教材開発（英語）	※2	2
		探求のための教材開発－C L I L教材開発	※2	2
	実習関連科目	課題分析		2
	実習科目	課題リサーチインターンシップ		4
		学校実践実習A		3
		学校実践実習B		3
		先進校実習		1
	修了研究科目	修了研究		2
授業実践力向 上コース	コース専門科目	授業・教材研究Ⅰ		2
		授業・教材研究Ⅱ		2
		授業・教材研究Ⅲ		2
		(学校改善マネジメントコースにて※2に掲げる科目)		各2
	実習関連科目	課題分析		2
	実習科目	授業参加インターンシップ		4
		授業実践実習A		3
		授業実践実習B		3

大学院教育学研究科規則

		小規模校実習	1
	修了研究科目	修了研究	2
スペシャリストコース	コース専門科目	(学校改善マネジメントコースにて※1に掲げる科目)	各2
		(学校改善マネジメントコースにて※2に掲げる科目)	各2
	実習関連科目	課題分析	2
	実習科目	課題リサーチインターンシップ	4
		学校実践実習A	3
学校実践実習B		3	
先進校実習		1	
修了研究科目	修了研究	2	
特別支援教育コース	コース専門科目	特別支援教育推進のための関連機関との連携	2
		知的障害・発達障害のアセスメントとケーススタディ	2
		知的障害児及び発達障害児の学習指導	2
		障害児の生理病理と臨床	2
		特別支援教育とコンサルテーション	2
		発達障害のある子どもの二次障害の予防と対策	2
		特別支援教育の理念と現代的課題	2
		実習関連科目	課題分析（特別支援教育）
	実習科目	課題リサーチインターンシップ（特別支援教育）	4
		授業参加インターンシップ（特別支援教育）	4
学校実践実習A（特別支援教育）		3	
授業実践実習A（特別支援教育）		3	
学校実践実習B（特別支援教育）		2	
授業実践実習B（特別支援教育）		2	
修了研究科目	修了研究	2	

別表第2（第6条関係） 履修方法及び単位数

教職開発専攻

授業科目	コース名	学校改善マネジメントコース	授業実践力向上コース	スペシャリストコース	特別支援教育コース
専攻共通科目		20	20	20	20
コース専門科目		12	12	12	12
実習関連科目		2	2	2	2
実習科目		10	10	10	10
修了研究科目		2	2	2	2
計		46	46	46	46

(備考)

1. 「道德教育（小）」及び「道德教育（中）」については、いずれか一方の科目を履修するものとする。